

監査公表第 1 号

監査結果に基づく措置について

令和 5 年 3 月 23 日付監査報告第 16 号の監査結果報告に基づき、大牟田市長から措置を講じた旨の通知を受けたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、その結果を公表します。

令和 5 年 5 月 2 日

大牟田市監査委員 中 原 修 作

保 総 第 23 号
令和 5 年 4 月 28 日

大牟田市監査委員 中原修作 殿
同 平山伸二 殿

大牟田市長 関 好 孝
(保健福祉部)

定期監査の結果に基づく措置について

令和5年3月23日付、監査報告第16号で報告がありました個別指摘事項について、次のとおり措置いたしましたので報告します。

【個別指摘事項】

一般會計

(保健福祉部)

1 福祉タクシー料金助成事業費 (福祉課)

福祉タクシー料金助成事業費において、市内のタクシー会社と福祉タクシー料金助成事業の実施に関する契約を締結し、使用されたタクシー利用券に応じたタクシー利用料金を支払っている。

しかしながら、このタクシー利用券が使用できるタクシー会社のうち大牟田タクシー及び個人タクシー協同組合とは契約が締結されていないにもかかわらず、この２者から提出されたタクシー利用券及び請求書によりそれぞれ支出が行われている。

現在、このように根拠のない支出を行っている状況にあることから、過去の経緯を調査・確認するとともに、速やかに２者と契約を締結し、適正な事業実施に努められたい。

【措置の状況】

一般會計

(保健福祉部)

1 福祉タクシー料金助成事業費 (福祉課)

大牟田タクシーは、平成30年9月に大牟田鹿田タクシーとこだまタクシーが合併したのですが、合併後に契約を締結していませんでした。

また、個人タクシーについては、以前は個人タクシー事業者と個々に契約を締結し利用料金を支払っていましたが、現在は個人タクシー協同組合に利用料金を支払っているものの、契約を締結していませんでした。

このため、上記2者と令和5年4月1日付けで契約を締結いたしました。

今後は、適正な事業実施に努めてまいります。